

令和7年度第2回長野県人権政策審議会 議事録

日 時：令和7年9月9日（火）14時00分～16時20分

場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

出席者

委 員：一由貴史、伊藤芳子、聲山典生、閻小妹、小山清子、
菅沼尚、高島陽子、中島敏、宮井麻由子、和田浩（敬称略、五十音順）

専門委員：赤川理

長 野 県：企画振興部、県民文化部、健康福祉部、産業労働部、
教育委員会事務局、警察本部警務部
県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課）

1 開 会

（羽賀企画幹兼課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「令和7年度第2回長野県人権政策審議会」を開会いたします。

議事に入るまでの間、進行を務めます人権・男女共同参画課の羽賀と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議は、オンライン参加の閻委員を含めまして、委員全員の皆様の御出席をいただいております。よって、委員の過半数を超えておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

2 挨 拶

（羽賀企画幹兼課長補佐）

それでは、開会に当たり、直江県民文化部長から御挨拶を申し上げます。

（直江県民文化部長）

皆さん、こんにちは。長野県県民文化部長の直江崇でございます。

本日は、委員の皆様、非常にお忙しい中、長野県人権政策審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。先般6月に開催いたしました審議会におきまして、私どものほう

から、長野県人権尊重の社会づくり条例、まだ仮称でございますが、こちらの諮問をさせていただきます。今回は、その諮問を受けて、委員の皆様には大所高所から活発な御議論をいただいたと思っております、大変感謝を申し上げます。

本日は、前回までにいただいた皆様からの御意見、そして、この間、各種団体、それから市町村の皆様には条例に関する御意見をいただいておりますので、そういった点を踏まえまして、さらに議論を深めていただくために、条例の骨子案の素案、たたき台をまとめました。本日は、こちらを御提示申し上げまして、その内容について御審議をいただきたいと考えております。

後ほど内容につきましては御説明を申し上げますが、委員の皆様には、ぜひ幅広い見地から深い御議論をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議が実りあるものになることを御期待申し上げます、簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

県側の出席者でございますが、直江県民文化部長以下、県関係出席名簿のとおりでございます。

次に資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りいたしました次第、委員名簿、会議資料番号1－1から資料5までと、参考資料が2種類でございます。なお、資料1－2の当日追加分1枚の資料を机上配付しております。

本日の日程でございます。進行は次第に沿って進め、終了はおおむね16時としております。なお、事前にお知らせしたとおり、審議の状況によりましては30分程度延長させていただく場合がございますので、御了承をお願いいたします。

また、会議の議事録を作成することから、発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただいてから御発言をいただきますようお願いいたします。

議事録につきましては、委員の皆様には内容を御確認いただいた後、県公式サイトに公表することとしておりますので、御承知をお願いいたします。

3 議 事

- (1) 関係団体への意見聴取結果等について
- (2) 「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子素案（たたき台）について
- (3) 検討スケジュール
- (4) その他

(羽賀企画幹兼課長補佐)

それでは、これより議事をお願いします。

当審議会の議長は、長野県附属機関条例第6条の規定により会長が務めることとなっておりますので、一由会長に議事の進行をお願いします。

それでは、一由会長、お願いいたします。

(一由会長)

それでは、会議を進めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚（きたん）のない御意見をいただきまして、活発な審議会となるよう御協力のほど、お願いいたします。

続きまして、審議会の運営について確認をお願いいたします。

審議会は、原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくことといたします。

審議会の議事録につきましては、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただき、必要があれば、修正の上、会議からおおむね1か月以内に県のホームページで公開することといたします。

また、議事録においては発言者の氏名が表記されます。

以上の2点につきまして、御了解いただけますでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

(一由会長)

では、御異議ないと承りましたので、そのようにさせていただきます。

それでは、議事に入りますけれども、まず議事の（1）意見聴取結果の報告、（2）条例の骨子素案（たたき台）まで、一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(資料1－1～資料4に基づき事務局から一括して説明)

(一由会長)

ありがとうございました。

それでは、今の御説明を踏まえまして議事を進めたいと思います。

まず、資料を詳細にいただいておりますので、質問と意見と区別しないでお話を伺いたいと思います。一応、自分が今おっしゃっていることが質問なのか意見なのかというのは明確にさせていただいた上で、御発言をお願いしたいと思います。

最初に、各種団体からの御意見の聴取結果がございますけれども、こちらについての御質問や御意見、見た上での御感想、こういう意見を反映すべきではないかとか、そういったところについて、御意見、ないし御質問をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

では、和田委員、お願いします。

(和田委員)

和田です。まず最初に感想ですが、多くの団体から、今差別とか人権侵害、ヘイトスピーチをあおるような風潮への危機意識というのが書かれていて、これはやはり非常に共感するところだと思います。そういう現在において、この条例をつくっていく意味というのは非常に大きいと感じました。

それから、進め方に関して、拙速ではないかとか、あと2回で議論が尽くせるのか、それからより広く意見を聞くべきではないかという意見がありました。アンケートへの回答が2割程度です。県の調査でもこのぐらいなのかとびっくりしたのですが、でも回答を寄せなかった団体がこのことを軽視しているわけではないと思います。なかなか回答を書くのが難しい面もあるのかなと思います。

それから、LGBTQなどは特に今当事者の声を聞くことは非常に大事だと思いますが、そこへは聞いていませんし、外国人についても非常に重要だと思うんですが、朝鮮総連以外はありませぬ。それから、子どもについて、教育関係には聞いているんですが、子ども本人、当事者には聞いていない。やはりそういう意味では十分声が聞いていないのではないだろうか。特にそういう人たちは声を上げにくい人たちだと思いますので、そういう人たちの声を聞くというのをもう少しやるべきではないかと思います。

今年中にもうまとめてしまうというのは、私もちょっと早過ぎるのではないかという気がするんですが、やはりそのぐらい急いでやっていく必要があるかどうかというあたりを、まずお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一由会長)

今、御質問と御意見とあったと思いますが、意見聴取した団体について御指摘がありました。LGBTQの関係の団体には聞いてないということですが、これはセレクトできなかった理由とか、そういった団体がそもそも見当たらないとか、そういった点について御回答いただくことはできますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

性的マイノリティの団体も2団体ほどお聞きをいたしました。ただ、やはりお忙しいということもありまして、御回答はいただいていないというのが実態でございます。

それから、外国人の関係ですと、例えば75番の国際化協会からは回答いただいております、こども多文化共生にも取り組んでいただいております。性的マイノリティの団体にもお聞き

はしたのですけれども、ここに記載があるのは意見をいただいた団体のみを記載しておりますので、そこは御理解いただければと思います。

(一由会長)

ということのようです。あと子ども本人というお話がありましたが、子ども本人にどうやってどこまで聞けるのかというのは確かに難しい面があると思います。その辺は、県のほうで何か御検討はされましたか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今回この条例について聞くとときには、大変恐縮ですが、そこまでは至らず聞いておりません。例えば、施策を進めるに当たっては、こどもモニターですとか、そういった取組をこども若者局でもやっておりますので、申し訳ございませんが、ここでは正直申し上げて意見を聞けなかったんですが、今、和田委員から御指摘いただいたように当事者の声を聞くことは大事だと思いますので、日々の施策においてはそういったことを取り入れながら考えていきたいと思っております。

(一由会長)

ありがとうございます。和田委員、今のはよろしいですか。

(和田委員)

私は、やはり特に当事者、それから幅広く県民の声を聞くという点で十分ではないと、もう少し時間をかけて聞いていくことが必要ではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。今後パブリックコメントも行います。それで十分かという御議論はあるかもしれませんが、我々とすれば、この後スケジュールについても説明しようと思っておりますが、10月の審議会でもう一回議論をする、それから、県民の皆様の幅広い声につきましては、パブリックコメントを行いますので、そこでお聞きできればと考えております。

(和田委員)

この期間でつくってしまわないといけないというハードルなんでしょうか。

(一由会長)

スケジュール的なところですね。お願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今回の期間につきましては、先行している県がどのぐらいの時間をかけてやったのかということも参考にさせていただいております。しかしながら、やはり議論をしていただくことが重要だと思っていますので、議論のまとまり方を踏まえて、今後の期限については考えてまいりたいと思います。目標とすれば年内としておりますが、議論のゆくえによっては、またどこでまとめるかは考えてまいります。

(一由会長)

和田委員、よろしいでしょうか。

では、意見聴取についての御質問や御意見がありましたら、ほかをお願いします。

宮井委員、お願いします。

(宮井委員)

宮井です。意見です。今の点に関連して、アウトティングについて盛り込む場合に、そこにピンポイントに絞ってもいいので、やはり当事者には必ず意見を聞いたほうがいいと思います。今回どの団体にも同じ質問をしているという関係上、答えるというモチベーションが上がらなかったのかなということも推測されます。けれども、そこだけに絞って言えばまさに当事者だし、当事者じゃないと分からないことがありますから、さらに聞いた上で、よくよくこの事象に関して定義するということが非常に大切になってくるので、ぜひそのようなことを御検討いただければと思います。

付け加えますと、アウトティングについては、前回私自身が迷っているということを申し上げたんですけれども、この間に考え、やはりこれを盛り込むということには賛成です。とりあえず、その点は以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。御意見ということで承りました。

この意見聴取の関係ではかにございますか。まだ時間は十分ありますのでお伺いしたいと思いますが、赤川委員、意見聴取の関係で何かございますか。特になければいい結構ですが。

(赤川専門委員)

赤川でございます。まずは、条例制定について肯定的な意見が全体として多かったという印象を持っていて、その点は非常に素晴らしいことだと思っています。また、インターネット上の問題の御関心が多かったというのが特徴的かと思っています。先ほどもたたき台の中で出てきたように、ここのところも一つポイントとして考えていかなければいけないと思っています。

感想ですが、以上です

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに御感想でも結構ですが、ございますか。

菅沼委員、いかがでしょうか。子どもについての御意見がございましたが。

(菅沼委員)

菅沼です。感想ということで発言したいと思います。私もざっと見たときにちょっと気になったのは、この審議会の回数が2回だけで条例制定に持って行くのがいいものかどうかについて疑問が幾つか出ていたなと思っています。その辺を私もここに加わっていてどう受け止めたらいいいのかなというのは見ながら思ったところです。熟したらということですが、どこまで行くのか。聞くことも限界があるからどこかで切らないといけないと思いますが、そこは御意見もいろいろある中で、もう少し考えながらやったほうがいいだろうというのが一つです。

それから、先ほども少し出てきましたけれども、共通の質問項目をする、それはそれで大事だとは思いますが、それぞれの団体がそれぞれの自分の扱う問題が違うわけですので、その団体が思っていることを個別に拾うということも必要なのかというのは、読みながら感じたところです。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

では、聲山委員、お願いします。

(聲山委員)

教えていただきたいんですが、この聴取結果の中で、市町村が全部で77市町村ある中で件数的には少ないと思うんですが、お聞きするときに、多分市町村さんもそれなりにお忙しかったりすると思いますが、それでもどうでしょうか。御回答いただけなかった市町村さんの雰囲気とか対応というのが、前向きにそれでも検討しているような雰囲気があったのか、そのあたりの感触を教えていただきたいのですが。

というのは、これは条例をこれから制定していく中で、当然県と市町村は対等という関係でやっていくんでしょうし、やはり77市町村全部が同じような考え、雰囲気、態度でやっていかないと、広い長野県では浸透が難しいと思います。そのあたりはどんな感触だったのか、教えていただければと思います。

(一由会長)

お分かりであれば、御回答お願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

回答がなかったところに、ぜひ出してくださいですか、リマインドをかけたりですか、そこまでは事務局としてもできませんでした。

ただ、既に多くの市町村でこの人権関係の条例を制定しています。ここには意見として載っていないんですが、ある市からは、県がこういった条例をつくるのだったら自分たちも見直しを考えていかなければいけないとか、そういった声も体感としては聞いておりますので、やはり市町村も少し問題意識は持ってくれているという点で、回答がない市町村も、手応えという点ではあるかと思っております。そこは感触的な回答で恐縮ですが、意見がないからといって、全く関心がないとは思わずに、関心を持ってくれているという感覚を持っております。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

では、中島委員、お願いします。

(中島委員)

中島です。よろしくお願いします。この条例の制定で、この条例を一番必要としている人たち、差別や人権侵害を受けている方々が、この条例が制定されることによって、県が味方になって動いてくれるというふうに思える。そしてそれを心強く感じて県に相談をかけてこられる、そういうことが私は一番大事だと思うんですね。

先ほどの意見の中でありましたが、アンケートを出しても返ってこないところがあったり、市町村でも返ってこないところがあったりする。関心的には一般的にないという面も見えてしまうんですけれども、一番欲している人たちに本当に声が届くのか。そういう観点を大事にしていかないと、まさに書いただけのものになってしまう可能性があるのではないかと危惧しています。

そういう点で、団体の意見の中にも具体的な対応項目を入れてほしいというものがありますし、また先ほど話題になりました市町村との協働ということもありましたが、市町村の中にも、小諸市や佐久市、東御市などでは具体的なことを入れてほしいと言っているわけです。ということは、協働していくにも、県のほうになれば協働という形が取れないのではないかと、市町村の中にも、言い方は悪いですが、関心のあるところはこういうことを求めているということがうかがえると思います。

そういう点で、具体的なものが現在の骨子案にはないんですけれども、これはいかなものかなと思っています。ぜひ再検討してもらわないといけないところではないかと思いま

す。

以上です。

(一由会長)

今おっしゃった具体的なものというのは、前回も少し話題になった、県が行う調停やあっせん・勧告といったものという理解でいいでしょうか。

(中島委員)

そうですね。

(一由会長)

では、お願いします。

(和田委員)

何回もすみません。先ほどの発言の続きになりますけれども、やはりもう一回声をかけてみる。私もよくやるんですけども、アンケートとかが来て、まだ日にちがあるなと思うのと、やはり書くのにとってもエネルギーが要る内容だと思いますので、置いておいてそのうちにとっているうちに期日が過ぎてしまうということはあるがちかと思いますし、先ほど宮井先生がおっしゃいましたけれども、アウティングという、まさにLGBTQの方たちの当事者の問題を当事者の声を聞かずに決めてしまうのはまずいと思いますので、少し期限を延ばしてでももう一回聞く、あるいはさらに幅広く聞くということをしてはどうかと思います。

(一由会長)

今の御意見は、同じ内容を回答のなかった団体にもう一回送って、再度回答を求めるということですか。

(和田委員)

そうですね。できれば、やはり各分野の状況について、どんな課題があるのでしょうかという形で聞いたほうが出てきやすいかと思います。

(一由会長)

例えば、LGBTQの方の団体については、そのほかのところは回答に労力を要するので、アウティングに対してのものに絞るというイメージですか。

(和田委員)

アウトティングについては、もう本当にそのこのところの意見を聞かせてくださいとすることがあるかと思います。もちろんこの3項目全体についての意見も改めて聞ければと思いますけれども。

(一由会長)

宮井委員に確認したいのですが、アウトティングについての意見というのは、具体的にどういう質問をイメージされているのでしょうか。

(宮井委員)

質問の最終的な目標は、アウトティングを定義するときに、この案でどうかということを知ることになると思います。私がイメージしているのは、団体に紙で送るというよりも、個別にヒアリングするほうが目的にかなっているかなと思います。

先ほど申し上げたことに追加したいんですけども、少なくとも2種類の方に聞く必要があると思っていて、一つは、いわゆるトランスジェンダーの方、できれば戸籍上の性別を変更している方のほうがよいのではないかと思います、というのは、戸籍上の性別を変更した後に体験する問題というのものもあるからで、変更している方は変更前の悩みも知っているので、その両方の立場を知る方を、もちろん複数の方に聞けるのが一番望ましいんですけども、そのように思っています。

もう一つは、同性のパートナーと一緒に暮らしている方に聞くことがいいと思います。いずれも、聞くときはちょっと工夫が必要かなと。こういうような形で紙で配られるとなると答えづらかったりするかもしれないので工夫は必要かなと思いますが、聞き方と、その聞く対象の方について意見をさせていただきます。

(一由会長)

すみません、私不勉強なんですけど、アウトティングの定義自体が結構意見が分かれているということでしょうか。

(宮井委員)

いろいろな定義の仕方があって、暴露すること、と書いてあるものがあります。行政がつくったものでそういうものを見ることがあります。でも、暴露するというと、何か週刊紙とかが芸能人の不貞について書くみたいに、この人はこれを秘密にしたいということがよく分かっていて、暴露したらすごく嫌がるということをよく分かっていて故意にやるという語感があります。けれども、それでいいのかと。例えば、よかれと思ってみんなに伝えておくとか、つい軽い気持ちで言ってしまうとか、そういうものも含むような語感にするべきではないかということが、行為態様ですね。それについて複数の定義の仕方があると。

あと、何を対象にするのかというのも、性的指向または性自認に関してと今の素案では書いてありますけれども、これは当事者じゃないと何がそれに当たるのかが分からないところがあります。例えば戸籍上の性別を変えた方にとっての過去の自分の戸籍上の性別とか、変えていない方、現在の戸籍上の性別と違う性別で社会生活を送っている方にとっては現在の自分の戸籍上の性別とか、これは盛り込むのは難しいかもしれないけれども戸籍上の名前とか、そういうようなことです。

同性カップルで一緒に暮らしている人にとっての自分のパートナーの性別とか、自分のパートナーの下の名前とか、どこまで盛り込めるか分からないけれども、先ほど御説明があったとおり、県民が読んで分かりやしくないと、そして「ああ、これを守るんだ」というふうに理解できるということが大事だと思うので、非常に立法するときに難しいというのは想像はつくけれども、やはりいったんどういう範囲になり得るかということを、まずこちらが把握した上で、立法技術的な検討をするということになると思います。

(一由会長)

今の話からすると、資料の2-1の7ページに書いてある骨子素案(たたき台)の(7)の人権侵害行為の禁止等というところにアウティングが例示されていて、その中に定義が書いてあって、この定義がいかを検討する前提として当事者の御意見を聞いたほうがいいという御意見ですか。あとは、そもそもアウティングをしてはならないと対象に含めること自体はどうですか。そこはもういいだろうという前提になるんでしょうか。その内容をどう考えたらいいいのかということでしょうか。

(宮井委員)

今、会長がおっしゃったとおりです。

(一由会長)

ありがとうございました。御意見として伺いました。

では、高島委員、お願いします。

(高島委員)

意見聴取の関係で聲山委員が先ほどおっしゃったように、自治体からの回答が18%という、単純に自治体の数でというふうには言えないんですけれども、いろいろな事情はあると思いますし、調査されるほうも精力的にされたとは思いますが、気になるのは、私も長野市なので、長野市からの回答が非常に簡潔かつ重要だと感じております。この点について少しお聞きしたいと思っています。

まず、3/19ページで、長野市はこの審議会で議論されていることについて非常に関心を持っています。長野市は迷惑防止の観点とか、誹謗中傷に関しての条例は先行して取り組んで

きた経過があると思って、長野市民としても非常に先を行っていると感じるんですけども、そういったいきさつのあるところは、今後長野県がどのように持っていくのかということに強く関心を持っていることが表れているのが25の項目で、「今後の審議会の開催情報及び開催後の資料提供を望む」となっているわけです。

市はこういうふうに非常にそのような要請をしてきているとも受け止められると思っていて、市町村の代表という人がこの審議会の中にいないですね。自治体関係で誰かを選別するというのは非常に難しい面があると思うんですが、今後同じ対等の立場でいろいろなことを実行していく場合、もっと別な作業部会、私はこの前も言ったんですが、違う部会などを設けるなどして、市町村とは密に策定していく過程を共有していかなければいけないのではないかと感じます。そのような思いが込められている長野市の回答だと理解しています。

同じ長野市がすごく簡潔に答えているもう一つの回答が、17/19の92、これは長野市が実績としてちゃんとデータとして持っていることを踏まえての記述だと思いますが、「インターネット上に特定の地域を掲載するなど、部落差別を助長する内容を載せているホームページについて、法務局に削除要請をしているが、削除に至っていない。こうした状況に対処できる規定を設けた条例にしてほしい」と。これは経験を基に県への要望として非常に重いものだと受け止めています。

ほかの団体も回答が消極的だったというのは、例えばその団体は定期的に総会とか理事会とか開いていると思うんですね。そういうところで承認しないと公式な回答が出せないという可能性もあるので、先ほど和田委員やほかの方からも御意見がありましたけれども、やはり短期間にすごく精力的にやっていただいたことは本当に敬意を表したいです。回答をしっかりと引き出すことによって県民周知にもつながると思いますから、いろいろな事情で早く答申に持っていくために骨子案を10月にとか、そういうふうにスケジュールはしていますけれども、特に市町村には、後で知らなかったと言われないように、ちゃんと双方向で連絡を取り合うぐらいの緻密な情報交換なり意見交換をする場も必要なのではないかと思っています。

長野市からの25番のことは、県としてどのように対応するのでしょうか。それは一つ確認しておきたいところです。

(一由会長)

25番というのは3/19の長野市の意見について、県がどう考えているかと、そういうことでよろしいですね。そこをまずお願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。25番の「今後の審議会の開催情報及び開催後の資料提供を望む」、こちらはホームページに資料を掲載いたしますので、そちらでの対応と考えてございます。

(高島委員)

やはりそれは、例えば今日審議会があることについて、それぞれにこういった御希望があるのだったらお知らせすべきものではないかと思います。それは市の担当者がそういうこともしっかり注意して見ていなければ乗り遅れてしまうというふうにも取られやすいと思うので、私はちゃんとアナウンスすべきだと思いますけれども、いかがですか。

ここに市町村の担当の人が来て、どのようなものになっていくかということに関心を持ってもらうことこそ、県民周知を図る、底上げをするということにつながっていくと、私はそのぐらいの勢いというか、意義があることだと思っています。今日ここでそれを課長にどうするんだと詰めるつもりはないですが、今日の結果については、早急に、特に長野市には率先して知らせていただきたいという気持ちがあります。

(一由会長)

私の理解ですが、議事録とかを公開しているのはまさにその趣旨で、性質上、かなり精密に、ほとんど逐語に近いものをつくっていただいているので、それを見れば議論状況は分かりますし、会議の資料自体を自治体に提供するというのは私は違和感があって、これはあくまで内輪のもので、内輪のものであるがゆえに立ち入ったことも書けるという面があるので、委員のイメージされている市町村への情報提供は、こういった資料も全部渡せという話になるのでしょうか。

(高島委員)

必要に応じていわゆる推移をしっかりと見守っていただきたいという思いからです。内部だけというのは私も違和感があって、一由会長がおっしゃっているのも、何かセンシティブな内容があるからと受け止めていいですか、今の御発言は。

(一由会長)

基本的には審議会の資料自体は、私の理解では、ほかの審議会でもそうだと思うんですが、充実した議論をするためにそれに立ち入ったものが記載されていることが通常なので、それを審議会のメンバーでない人に提供するというのは普通はしていないし、この審議会でもそういった運用が望ましいかと思っています。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

審議会の資料はこのままホームページに掲載いたします。この資料は公開はします。

(一由会長)

では、そういうことを前提に作成していると。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

そういうことです。

(一由会長)

では、なおさら今の話というのは、それ以上に開催の日時など、傍聴に来るなら来てくださいということを先立って市町村の担当者に県から周知したほうがいいと、そういうことですか。

(高島委員)

私はあくまでも、先ほど申し上げたように、77市町村の担当者としっかり膝詰めで話せる場が必要だというようなことを想定して発言しています。各自治体で先行してこういった差別を解消する条例とか人権を尊重する条例を確かにつくっていますし、先ほど課長がおっしゃったように、感触としては、今後のブラッシュアップのために、県の今後の経過をよく見守って改定なりを図るという御意思を持っている団体もあると私もお聞きはしましたけれども、これは要望ですが、やはり議論を深めるという点で、77市町村の回答がなかった、特に松本市などは大きな団体でいろいろ取組もしていると思います。なので、この際、別の会議の場面、違うものを設けてやり取りするところが必要なのではないかとということを、一応提案のつもりで発言をしたまでです。

(一由会長)

今の点で、事務局何か御意見はありますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

大変貴重な御意見ありがとうございます。市町村への周知は、確かに審議会の開催前、開催後、どのようにやるかというのはしっかり考えていかないといけない点だと思いますので、この審議会の資料のホームページ掲載に加えて、追加で情報提供をするですとか、今度はプレスリリースだけではなく会議前に情報提供をするとか、こういったものが周知として適切か、また今の御意見も参考に考えたいと思います。

(一由会長)

意見聴取についていろいろ御意見が出ていますが、個別な具体的なところもあるので、時間の関係上、この点は以上にさせていただきます。

次に、具体的な場面場面のところで今回整理をしていただいています。少し分けて意見交

換をさせていただきたいと思います。

まず、人権侵害行為等への対応について、先ほど中島委員がおっしゃった県のほうでこの条例に基づいてあつせんとか勧告とか、そういったものを規定するのがいいのかどうかというところについて、少し時間を取って議論したいと思います。

先ほど中島委員からは積極的な御意見があったかと思うんですが、ほかに委員の方で御意見ございますか。

聲山委員、お願いします。質問ということですかね。

(聲山委員)

私、詳しくないので教えてもらいたいんですけども、例えば資料3-2に他県の一覧表があつて、相談体制の整備からずっと書いてありまして、一番下がさらに「説示、あつせん・勧告」となっています。このやり方を教えてもらいたいんですが、例えばこの順番どおりにだんだんやっていくものなのか、ケースによってはいきなり下のほうまで飛ばすのか。また、三重県や佐賀県は説示、あつせん・勧告もありますので、ケースによっては最初からというか、中盤までやってすぐ説示、あつせん・勧告まで持っていけるのか。それと、もし説示、あつせん・勧告をやったとした場合に、先ほどどこかに時間延ばしに使われるケースがあると書いてありましたが、時間延ばしのようなケースが見られた場合には、勧告をやめてすぐそれなりの機関に訴えることができるのか、そのあたりはどのような流れでできるのか教えてもらいたいんですが。

(一由会長)

今の点、お答えいただけますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

まず1点目ですが、今の資料3-2の2の(2)に「説示又はあつせん・勧告の実施手順」ということで、これは聞き取った内容を記載しております。まず相談、解決できないときに、説示またはあつせんに持っていく。それでも合意に従わないときは勧告を行う。雑ぱくになるんですが、手続的には大まかにこういった流れになっています。もう少し詳細に書かなければいけないのかもしれませんが、流れ的にはこのような感じになっています。

(佐々木課長補佐)

三重県や佐賀県の手続も、説示やあつせん・勧告を実施するときには、加害者側がそれを受け入れるというのがまず前提となっていますので、それがなされなければ、その手続がそもそもできないということになっています。

加害者側がそれを受け入れた場合ですが、課長から申し上げた引き延ばしというのは、加害者側がそれを受け入れて、従うようなふりをしながらずっと手続をするというのは可能

なわけでした、それで県の説示、あっせん・勧告が出た後にさらに裁判に持っていくという
ようなことで、何か月かにわたる審議期間を自分に有利に使うというおそれがあるという
ことと思います。

(一由会長)

今の御説明で大丈夫でしょうか。

(犛山委員)

分かりました。

(一由会長)

この点についての御意見、あるいは今みたいな質問でも結構ですが、ございますか。
お願いします。

(和田委員)

資料2-1の4ページに同和地区に関する識別情報のモニタリングを実施しているとあ
りますが、これは具体的にどんなふうにやるんでしょうか。それからもう一つ、資料3-2
の2ページに、本県の性暴力被害者支援センターにおいて同様の制度を設け成果が出てい
るとあります。具体的にどんな成果が上がっているんでしょうか。2点お願いします。

(一由会長)

その点、御説明できたらお願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

1点目ですけれども、識別情報の摘示につきましては、課の職員が定期的にインターネット
に特定の字句を入力しまして、それでヒットしたものを、もし摘示情報があれば、それを
法務局へ報告するということで、当課の職員が検索してやっていくという形になっており
ます。これがモニタリングのやり方です。

(和田委員)

どのぐらいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

週に1回です。

それから2点目の成果を上げているという点でございますけれども、性暴力被害者支援
センターには多岐にわたる相談が寄せられます。法律相談が必要な場合、それから長期にわ

たって悩んでいる方については心理士をお願いするとか、そういった様々な手段を用意しまして、被害者支援にあたっています。

ここでは弁護士に法律相談をしてもらったり、カウンセラーに相談して気持ちの整理をつけてもらうとか、そういった被害者のお悩みや置かれている状況に寄り添った支援がなされております。

具体的な事案で解決に導いたといったことが言えなくて恐縮ですが、そういった被害者の皆さんの置かれているニーズに基づいた支援が行われているという点において成果に結びついていると理解をしております。

(和田委員)

相談件数はどのぐらいありますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

年間で新規案件が約100件ぐらい来ています。

(一由会長)

私からも今の点でもう少しお伺いしたいんですが、今回の意見聴取の中で費用面のところで弁護士に相談するといってもハードルがあるよねという話があったと思うんですが、今の性暴力に関する相談は、相談料は相談者は負担しなくてもいいと、そういう理解でいいでしょうか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

おっしゃるとおりで、今のお話は弁護士相談とかカウンセラーですが、初回のみとか回数の限定はございますけれども、一部公費負担をしております。

(一由会長)

ほかに御意見や御質問はございますか。

ないようであれば私から、今の点をもう少しお聞きしたいんですが、対応するやり方として、弁護士会と何か連携して協定等を結んで、弁護士会のほうでその問題にしかるべき詳しい人、ですから誰でもいいということではなくて、性暴力の実態とか、犯罪被害の支援に詳しい人が弁護士会から推薦されているという理解でよろしいでしょうか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

そのとおりです。

(一由会長)

弁護士以外の専門職というのは関わっているでしょうか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

先ほど申し上げましたとおり、カウンセラー・心理士、それから社会福祉士の方が関わっております。

(一由会長)

ありがとうございます。そういった仕組みを参考にというところで、県の今回の素案としては、相談体制の充実に力を入れていきたいという話ですが、例えば、これは私の意見にはなりますが、この誹謗中傷とか差別の問題に関しては、やはり専門性が結構あって、私も弁護士なので分かるんですが、弁護士だったら誰でも対応できるのかということと必ずしもそうではないだろうと。

またインターネット上の場合は、情報開示の問題だったりとか、そもそもインターネットの仕組みとか、昔で言うところのプロバイダ責任法、今の情報流通プラットフォーム対処法というのですか、そういうものについての造詣と、加えて同和問題の地区を晒したりとか、あるいは特定の人の氏名を挙げたりとか、そういう表現についても、表現の自由との関係で配慮を要するということも場合によってはあり得ます。

例えば、意見聴取の団体で消団連（長野県消費者団体連絡協議会）さんから今回表現の自由についても十分配慮する必要があるという御意見が出ていたように記憶していますけれども、そういったバランス感覚が非常に微妙なところで求められると思います。例えばその相談体制の充実で、条例にそういうものを書くというのは普通はないので、それはもうちょっと下の施策レベルかと思いますが、そういった専門家、弁護士なら誰でもいいということではなくて、例えば弁護士会と連携してそういったインターネットの誹謗中傷や同和差別の歴史や経過に深い理解のある弁護士を弁護士会から推薦してもらって、そういった者が相談に当たると。相談料は相談者が負担しなくてもいいような予算措置が必要だと思いますけれども、そういうのはどうかと、私はこれを読んでいて思ったんですけれども、どうでしょうか。

これは事務局というか、委員の方々にお聞きしたいんですが。例えば、赤川先生、いかがですか。

(赤川専門委員)

終局的な解決に導くという観点からすると、専門家によって強化された相談体制を構築して、そこにつないでいくということはすごく有意義なのではないかと思います。

(一由会長)

中島委員、お願いします。

(中島委員)

私も十分分かっているわけではないんですけれども、例えば、三重県では差別解消調整委員会を設けるということになっています。それから佐賀県では、やはり調整委員会をつくり、その中でまず最初に受け止めた上でつなげるところにつなげていくということが行われている。いわゆる県の段階でそのような組織をつくっておくことが大事ではないかと。この点はどのように考えたらいいでしょうか。

(一由会長)

それは委員に対する問題提起ですか、事務局に対する御質問ですか。

(中島委員)

要するに、こういうものもこの二つの県は考えているんだけれども、事務局としてはこのようなものについてどのように考えておられるかと思っています。

(一由会長)

そういった三重県のような調整委員会を設けることについてということでしょうか。

(中島委員)

はい。

(一由会長)

ではその点、お願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。これまでも御説明しているように、確かにそういう調整委員会などを設けているのは承知しておりますし、先ほども三重県・佐賀県にも聞き取った経過も説明いたしましたが、やはり理由があって設けていらっしゃるって、非常に意義のあることだという御意見も伺っております。

ただ、都道府県にはそれぞれのお考えがあると思ひまして、どこに力を入れるかはそれぞれにお考えがあると思います。現時点においては、我が県においては、相談を充実してある意味早く終局的な解決につなげるという観点からすると、調整委員会というものがまだどういうものかしっかり勉強していないんですけれども、それよりは早くつなげる形、そちらを取っていったほうがいいのかというのが、現時点のたたき台における考えでございます。

す。

(一由会長)

議論を整理したほうがいいと思いますが、資料2-1の5ページの(4)に「県の行う支援の方向性」と書いてありまして、同和地区に関する識別情報の摘示、それは例えばどこどこという地名は同和地区ですよみたいなことがインターネット上に書き込まれたという場合、整理としては特定の個人のことが問題になっているわけではなく、被侵害者が明確ではないので情報流通プラットフォーム対処法が適用しにくい、あるいは適用されないと。そういうケースに関しては、県として先ほどおっしゃったようなモニタリングを実施して、その前のページに説明がある法務局の制度を使って、本局からプロバイダ事業者に対して削除要請をしてもらおうと、こういう整理ですね。

それから、例えば直接誰々さんは同和地区の出身であるとか、まさにそういう個々の人の人権が侵害されているようなケースに関しては、これは被侵害者が明確になっているという前提ですけども、明確な場合はその人が相談してきた場合に情報流通プラットフォーム対処法に基づいて削除を申し出るやり方を助言したり、あるいはさっき私が申し上げたような専門の窓口がもしできればそういったところにつなげたり、そういうイメージでよろしいですか。ケースによって交通整理が必要で、そういったことを考えているという理解でいいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

そのとおりです。資料2-1の5ページアとイについては、アはもう既に実施しておりますし、イについても情報流通プラットフォーム対処法ができておりますので今の体制でできることかと思っておりますけれども、会長がおっしゃった点については、やはり予算が伴うものもありますので、条例にはそこまで細かくは書けないかなと思ひまして、今4ページの中ほどのところに「必要な措置を講じる」というような書きぶりにとどめておいて、あとは毎年度の予算措置で考えていきたいと思っております。

(一由会長)

もう少し御説明してもらったほうがいいかなと思ったのは、現在の対応状況で、法務局でポンチ絵みたいに整理していただいておりますけれども、県や市町村や地域振興局で、そういった削除要請に値するような書き込みがあった場合には、長野地方法務局に削除要請をして、法務局がそれを検討すると。その結果、削除要請をすべきだという事案に関しては、プロバイダ事業者に削除要請が行って、プロバイダ事業者から回答が来て、その結果が県なり市町村に報告がされると。だから、どうなったかというのが分からない状況ではなく、最近結果も含めて分かるようになっていっていると、こういう理解でいいですね。結果の報告があるということなので。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

そこまでしっかり追い切れていないので、我々もこれがどうなったかというのは、今後しっかりと見ていきたいと思っております。

(一由会長)

それは大事なことだと思うのでよろしく願いいたします。そういった制度を活用して、法務局ですから当然国の機関なわけで、相談件数も非常に多いと。そうすると経験値も非常に集積されているというところで、そういったところに適切につなげていくと。

あと、言い方はおかしいかもしれませんが、県とか市がきちんと要請しているものに関しては、法務局のほうでそれなりに受け止めるだろうと私は思いますけれども、もちろん何でも県が言ってきたからこれはすぐに削除要請するということではなくて、法務局の独自の判断というのはもちろんあってしかるべきだし、当然あるべきだと思いますけれども、そういった仕組みを使って対応していくと。そういうことを前提に相談窓口の充実というふうに、役割分担をしていくのが適当だろうと、私の理解ではそういう素案ですが、一応そのことを前提に御意見をいただきたいと。ですから、抽象的に差別だという一言ではなくて、どういう場面でどういう話が有効なのかというのをこの資料を踏まえて議論していただいたほうが実りがあるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

例えば、こういうケースはこの条例ないしはほかの制度でも対応ができないからこういう仕組みをつくるべきだという御意見じゃないと、まとまらないかなと思ってまして。今の県の考えでは、こういうふうな救済する場所がないじゃないかと。例えば裁判所とか弁護士会とかそういうところに持っていけないじゃないかとか、言ったところで解決が図れないじゃないかと。だから条例にこういう仕組みを設けるべきだと、そういう議論をしていただいたほうがいいと思ってまして、だから今整理をしたんですけれども、その点は中島委員、何かございますか。

(中島委員)

そこら辺の具体がよく見えてこない。正直言って、私の中でも混乱しているのかもしれないけれども、そこをしっかりと分かるように明示していかないと、県民の人たちにも分かりにくいのではないかなと思うんですね。そうでないと、今言ったように、「削除に向けた必要な措置を講じる」と、これだけ言われても具体的に見えないわけです。そここのところが、やはりこれを外に出すのですから、それを見た人たちにこういうふうにやってくれるんだと見えなければ、そこら辺の意味がないのではないかなと思っの質問です。

(一由会長)

条例をつくってその解説とか具体的な施策の問題とか御説明していただいた上で議論を

したほうがいいかなと思いますが、事務局よろしいですか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

今時点で言えるのは、先ほど中島委員から御指摘いただいた資料2-1の4ページ、5ページに記載の内容と、あとは資料2-3の10ページに記載の内容でしか説明ができないので、申し訳ないのですが、一回また引き取らせていただいて、次回に向けて、どうすればどういった対応が取れているのかが分かりやすいのか、どうすれば伝わるのか考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(一由会長)

では、今の中島委員の問題提起を受け止めて御検討をよろしくお願いします。

ほかにこの論点、あっせんとか勧告とか、その論点について御意見を、まだ伺っていない方からお伺いしたいんですが、インターネットで参加されている閻先生、いかがですか。御意見ございますか。今条例の中に、県のほうに差別の問題とかそういうものについて県が一定の組織体なりを設置して、説示とかあっせん・勧告をするものを設けるかというところについて御意見を伺っているんですが、そこについて何か御意見はありますか。

(閻委員)

意見として一つ伝えておきたいと思っていますが、今の質問に対しての答えにならないかもしれないです。よろしいですか。

(一由会長)

取りあえずほかのところでも結構です。記録には残りますので。どうぞ。

(閻委員)

つまり、これからの条例の制定に当たって、多くの市町村への意見の聴取をして、結果が出ているんですが、それを見ても、やはり多くは長野県の現状を踏まえた上で具体的な、つまり長野県の現状に合った条例を少しでも入れてほしいと書いてあるんですが、特に外国人の場合は、今までは県に寄せられた多くの相談とか、あるいは特に人権問題に関わるような相談内容を、個人情報 を考慮して、つまり私たちが制定に当たって参考になるような相談内容を、少しでも具体的なものがあれば提供してほしいなど。

つまり、今外国人に対する人権問題は漠然としたものが多くて、具体的に彼らを感じている人権問題、私が周りから聞いたところでは、それが人権問題か、それとも自分たちの問題なのか、つまり、長野県あるいは日本の事情が分からない場合が多くあるんですが、やはりその中に人権問題に関わるようなこともあるので、できるだけ情報を提供してほしいです。

つまり、制定に当たっては、長野県の多くの相談の中から具体的なものがあれば提供して

ほしいです。

(一由会長)

それは県に対する要望ということでしょうか。アンケートに答える人への要望ということですか。

(閻委員)

つまり私が聞いた話では、長野県の学校に入ってどういうものを要求されるか。お弁当を持っていくことが、日本の学校では決まっている。つまり登校するときに持っていく。しかし、外国人の場合は温かいものを食べてほしい場合もあるんですが、何で私たちはそんな冷たいものしか持っていけないのか。特に長野県は寒い時期にお弁当を持っていくと、子どもに悪いと思っている。日本のお弁当文化ではお弁当は冷たくて、それを温かくするような設備がほとんどない場合は、彼らに丁寧に生活習慣の一つとして説明すればそんなに悩まなくても済む。少し説明すれば済むようなものだと思います。自分たちは外国人なのに同じように強制するという問題ではないかなと思っています。

(一由会長)

分かりました。要は文化に対するそれぞれの配慮を重視してほしいという御意見かと思いました。ありがとうございました。

話を戻しますけれども、あっせんとか勧告の機関についての御意見を、まだ御発言をされていない方に伺いたいのですが、伊藤委員、何かお考えがあれば御発言をお願いしますか。

(伊藤委員)

伊藤です。お願いいたします。まず、相談そのものについて、特に県の出してくださった素案とか整理とかを変えてほしいという意見ではないんですが、私が相談をなりわいとしてきた者としてのイメージと、やはりちょっと違うんだなという感想を持ちました。

ただし、そのことについては相談員さんの研修や体制の整備の中で十分補われてくるものなので、この整理の仕方とかまとめていただいたのがちょっと違うなということではないのでその前提でお話しします。

まず、相談に来る方は、恐らく混乱して来ると思うんですね。それをきちんと聞いて受け止める、ここは人権に関することだったら何を話してもいいところなんだよという体制を、まず整備していただきたいなと思います。そうすることで初めて情報が提供できたり、助言ができたりしていくので、長野県の一つの人権に対する取組としては、その部分を特徴としてやっていただけたらいいかなというのが私の希望です。

それをすることで、具体的なあっせんへの助言とかができてくるかなと思うので、あっせん・勧告とかになってくると相手との調整みたいところが強く出てくると思うんですけ

れども、そこは別の専門機関におつなぎしてやっていただくということで、私はいいんじゃないかなと思っています。

そういう意味では、資料の２－１の３ページのⅣの主な意見をまとめていただいたり、県の意見をまとめていただいているんですが、私はこれはとてもすっきりしていいなと思います。例えば主な意見の２点目では、「県では最終的に強制力をもって解決できない」、それであればきちんとおつなぎするということがいいんじゃないかなと思っていますし、（２）の骨子案の考え方のところで、「県として『できることをして、できないことはつなぐ』という姿勢」、これも賛同したいと思ったところです。

今日の御説明の中で、このことが時間稼ぎに使われてしまうんじゃないかという危惧もあるということで、相談者を守っていくためには、支えていくためには、私はこの県の提案に賛成したいなと思いました。

（一由会長）

ありがとうございました。

犛山委員、先ほど御質問をいただきましたが、今の点について御意見はありますか。

（犛山委員）

なかなか考えがまとまらなくて申し訳ありませんが、このあっせん等に関しまして、少なくともこれが条例の中に入れば、被害者の方としては選択肢が一つ増えるし、その選択肢としても非常に強い選択肢になるかなと感じます。

これが実際に効果が出るかどうかというのは、まだ実績も分からないですし何とも言えないんですけども、そういう意味では、これを入れることは一つ効果があるのかと思ってはいるんですが、今おっしゃったように時間を稼ぐかもしれないとか、そこら辺まで私も分からないのでまとまらないです。次の会までに、実態とか資料とか何かもう少し示してもらいたいのですが、本当はこれを入れたほうが、加害者的にもここまで強いものがあるかという、抑えられるような効果があるんじゃないかと思うんですが、もう少し判断材料が欲しいかなと思います。今日は意見がまとまらなくて申し訳ないですが、以上です。

（一由会長）

ありがとうございました。

小山委員、いかがでしょうか。

（小山委員）

小山です。私も、お聞きしていればいろいろなことがもつともだと思って、なかなか意見もまとまらないのですが、県が示していただいたたたき台の資料を見せていただいて、こんなふうに体系づけてというか、相談や対応される方たちが、窓口に来たときにこんなふうに

つながりますよ、こんな関係機関とのつながりがありますよ、こんなふうに支援ができますよというものが相談者に対してちゃんと示せたら、相談者もとても心強くて、一緒に考えてくれるんだな、県が応援してくれるんだなというような意識が持てるという気持ちになりました。なので、この考え方には賛成したいと思います。

ただ、私たち、相談しているときの相手との対応の中で、自分の力が不足しているところ、あるいは関係機関とつなげたいけれども力不足でそこまで持っていけない、応援者が必要というときが多々ありまして、そんなときに系統図みたいなものがしっかりしていると、私たちもこのルートで行けば相談に乗っていかれるな、実践的なことができるなという感想を持ちながら見させていただきました。感想を述べてすみません。

(一由会長)

和田委員、この点についての御意見はございますか。

(和田委員)

困っている人たちはなかなか相談ができない、SOSが出せない人たちであることが多いわけですね。だから、県がそういう仕組みをつくったとして、どういうふうにそこにつながるのかと考えると、いろいろなところで相談を受ける人たちが、このことだったら県にこういうものがあるからそっちに相談してみようというようにつなげていく形が多いのかもしれないなと思いました。

でも、特にネットでの誹謗中傷みたいな相談を僕が受けたらどうしたらいいかわからないので、そういう相談先があるというのを知っていれば、それはとても大きなことになるかなと思います。

それと、日常的に患者さんの相談に乗っている中で行政の方と相談することも多いんですが、やはりかなり人によっていろいろです。非常に親身になってくれる方もいれば、はっきり言って通り一遍な方もいて、研修というのを強調されていましたけれども、やはりこのところは非常に重要になるかと思いました。以上です。

(一由会長)

では、宮井委員、いかがでしょうか。

(宮井委員)

意見ですけれども、あっせんや勧告の件については、非常に不安がある、この制度を設けることに不安があるというのが率直な意見です。結論としては、県のたたき台に賛成です。理由はいろいろあるんですけれども、選択肢が一つ増えるというのは一見いいことのようにも見えるんですけれども、例えばトランスジェンダーの方が職場でいじめられて傷ついているというようなことを想定すると、最初の何か一歩のアクションをするときには、もう

ぼろぼろに傷つき疲れているんですよね。すごいエネルギーを使って、例えば相談なら相談を申し込んで、その人にあっせんというのがありますよと言って、もしその人がそれを選んだとしても、またそのあっせんの手続を取ることで疲弊し、しかも相手方から応答が返ってくるので、それを聞くことでまた傷つくんですね。

そういうことを用意しても、終局的な解決力を持たせられるかという、これは国の制度上絶対にできないことなわけです。相手方にこれに参加しなさいと強制することもできないわけですね。

そういう中で、それをやるのが本当に被害者を救うということになるかどうかということに不安がある。本当にその人を救うようにしようとすると、物すごくマンパワーが必要になります。1件処理をするのに、相談の何十倍、何百倍ぐらいのイメージのマンパワーが必要で、それは専門性を持った人でないとできませんし、整理をする事務局のような役割も必要で、かなりの予算がかかる。これだけのことをやって、でも疲弊させるだけかもしれないというような制度になる可能性があるものをやるというのはやはり不安です。先ほど伊藤委員が読み上げたところは、私も本当にそのとおりだと思って、できることをしてできないことをつなぐというのは非常に適切な整理だと思うので、県の案に賛成です。

(一由会長)

高島委員、この件についてございますか。

(高島委員)

部分的ですけども、今、宮井委員が御発言したように、いろいろなことを峻別したり、先ほどスーパーバイザーのような役割の人を固めるというような、そのようなアイデアも出たんですけども、資源がやはり限られていて、どのぐらい予算をそこに投じられるかということは、私も仕事柄どうしても考えなければいけなくて、先ほどの話を蒸し返すようですけども、モニタリング一つ取っても民間のそういった資源を使うと結構な予算を取られるんですね。精度は高くなるんですけども。

だからより現実的なところも見ていかなければいけないというのは、私も全く賛成で、すみません、全体を見て言っていないんですが、今の時点ではそんな思いです。

(一由会長)

菅沼委員は、この件についての御意見はいかがですか。

(菅沼委員)

私も実はあっせんとか勧告とかということについてどうしたらいいかは悩んでいるところがあるんですけども、外見的には、そういうのがあったほうが条例として強制力というか、強さがあっていいんじゃないのと思われがちのところはあるのかもしれませんが、いろ

いろ話を聞いていると、かなり難しいところがあるんだなと正直思っています。

ただ、先ほどの相談というのも救済の一つだという説明があったかと思うんですが、相談の中身を、相談しやすく次につながるものにしていくことを、条例に出すのか、あるいはもう一つ下の施策なのかもしれないですが、そこでしっかりと長野県らしく出さないといけないのかなと思いました。

(一由会長)

ありがとうございました。ごめんなさい、今意見を伺ったとおり、いろいろな御意見をお持ちの方もいらっしゃいますし、まだ判断がつかねるということもありますので、この件は今日結論を出す必要はありませんので、また次回御議論いただくこととして、事務局のほうでは、先ほど聲山委員さんからここはどうなんだと、例えば三重の調整委員会の実情はどうなのかとか中島委員から御質問があったので、できれば私も、その辺はもし可能であれば設置している県の実情、件数が令和5年度は1件しか三重はなかったというのは分かったんですが、その辺もう少し材料を補足していただいて、また次回の議論の材料とさせていただきます。

ほかにも議論すべきことがあって、時間の関係で次に行かせていただきますが、インターネット上の誹謗中傷への対応ということで、今回素案では独立した項目としてその重要性とか、意見聴取で指摘が多数あったことに鑑みてということだと思いますけれども、この点についての御意見をいただきたいと思います。先ほどの機関のものは別の問題として、この中身のインターネット上の誹謗中傷の防止ということで、資料2-1の4ページに記載があるこちらですが、このたたき台について御意見をいただきたいと思います。

御意見のある方はいらっしゃいますか。

私、ちょっと赤川委員にお聞きしてみたいんですが、表現の自由を不当に侵害しないよう留意するというので、私も弁護士なので非常に大事なことだと思っていまして、こういった言葉をもちろん盛り込んでいただいた上でこういった誹謗中傷の防止に独立した項目を求めるというのは憲法の研究者の視点から見ていかがでしょうか。御意見をいただければと思います。

(赤川専門委員)

たたき台の「インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ」というのを入れるのはとてもよいことだと思います。バランスを取るという意味でも大事ですし、県の姿勢を示すという意味でも大事だと思います。

それから、教育及び啓発、それからそれを踏まえて必要な措置という二段構えになっているところも、(1)(2)という形になっていること自体が、表現の自由に対して配慮しているというふうにも見えると思いますので、その点も県のたたき台は説得力があるのではないかと考えております。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかにこのインターネット上の誹謗中傷等の防止について御意見はいかがでしょうか。

中島委員、何かございますか。

(中島委員)

内容的にインターネット上の誹謗中傷についても取り上げていただいたことは大きなことだと思います。今、県が行っているモニタリング、こういうことも行った上でこういうこともしていくんだということが明示されてもいいんじゃないかと思います。そういうこともしていくんだということをはっきり分かるようにしておくことも大事ではないかと思います。以上です。

(一由会長)

今のお話は、モニタリング等をということを書き込むということですね。

ほかに御意見はいかがでしょうか。宮井委員はいかがですか。

(宮井委員)

この県のたたき台でよろしいかと思います。

(一由会長)

いかがでしょうか。ほかに御意見は。

これは私の要望ですが、法制用語の使い方は決まっているところがあるので、これはオーソドックスな使い方で、これ以上書けるのかどうか県の法規の部署とも御検討いただきたいんですが、やはり聴取した団体からの意見では非常に問題意識が高い、先ほど高島委員がおっしゃったように長野市からも要望があり、佐久とか東信地方、特に同和の問題だと思うんですが、県の姿勢を示すということで、何かこの問題に関しては積極的に取り組むというような、ちょっと県の意気込みを示すような文言を、もし追加できれば。

法制用語の関係でそういうのは難しいという限界もあるのかなと思いつつ、長野県はこういうことは許さないんですよということを県民の方に伝わるような言葉を少し工夫いただけないかなと。やはりそこに書いてあるいわば条例の精神が、運用のところに影響してくるのかなと。例えば、この(2)の必要な措置を講ずることというのは、用語として条例上はこれが限界で、これ以上なかなか難しいかなとは思いますが、その運用の精神として、表現の自由はもちろん侵害してはいけないんですが、バランス感覚を持ちながら、でもやはり誹謗中傷や差別につながるものは県としては積極的に取り組んでいきますというようなことを、この場所に入れられるのか、別の箇所になるのか分かりませんが

も、そういう姿勢が県の皆さんに伝わるようなことを御検討をお願いできないかなと思います。

私からの意見は以上ですが、この点に御意見はございますか。

なければ、ほかにも検討課題がありますので、私の運営の不便で申し訳ないのですが少し急ぎます。

次に、人権侵害行為等の禁止規定についてという論点がございます。

これは資料の2-1の7ページにたたき台ということで具体的な骨子の素案が出ています。先ほど御説明があったように、委員の皆さんの御意見、あるいは関係団体の聴取の結果を踏まえてこのように現時点では案をつくっていただいています。ここはアウティングのことも入っていますが、アウティングは先ほど議論したので、もちろんあれば出していただいても結構ですが、この列挙されているものとか、規定ぶりについて、御意見を伺いたいと思います。

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

2点あるんですけども、一つは、たたき台の上の丸で、少し気になったのは「社会的身分」というのと、「被差別部落の出身である」ということが並んでいるんですけども、読んだときに社会的身分といったときに代表的な例はやはり被差別部落ということが出てくるような気がするので、ここが並んで出てくるのはどうかなと、ちょっと読んでいて思ったのが一つです。

それからもう一つは、その次の丸ですが、「他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすること」とあるんですが、これはいわゆるパワハラとかセクハラというものがイメージされると思うんですが、例えば、今、カスタマーハラスメントとか、スクールハラスメントというようなことが出てくる中で、これは必ずしも「他人に対して、優越的な関係を背景にして」とも言い切れない部分があると思うんですね。そうしたときに、カスハラとかスクールハラスメントみたいなものはどういうふうにか考えるのかというのを教えていただければと思います。

(一由会長)

事務局のほうで、今の点、御説明できればお願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

最初の御意見については、また文言について検討いたします。

2点目については、資料2-1の8ページの一番上に書いてございますが、今、菅沼委員がおっしゃった優越的な関係を背景としたカスハラなどを含むものとした上で、例えば、優越的な関係の背景とは限らないマタニティーハラスメントやセクハラ、こういったものを

含むような解釈なので、そこに今おっしゃられたスクールハラスメントですとか、そういったものを列挙して解説の中に入れていってはいかがかなと、今聞いていて思いましたので、ここも御意見を踏まえて解説のほうをどうしていくか検討したいと思います。

(一由会長)

菅沼委員、よろしいですか。

(菅沼委員)

はい。

(一由会長)

今御指摘のあった1点目の社会的身分と被差別部落の出身であることというのが横並びに書いてあるという点ですが、資料1-2の団体の意見聴取のところで、8/19に長野県弁護士会というところがあります。こちらは弁護士会の役員で、たまたま私もその役員の一員ではあるんですけども、聞き取りをしていただいてその結果をまとめていただいたもので、社会的身分という言葉はちょっと聞いただけではあまりよく分からないところがありまして、これは私のというか、弁護士会の要望として申し上げたのが、社会的身分とか門地と憲法に書いてある差別禁止のところに入るのはもちろん解釈としてはそうなるんだけど、やはり県民の人に、そういうことはしてはいけないんだということを明確にメッセージとして伝えるためにも、概念の整理としては社会的身分の中の一類型となりますが、やはり長野県の歴史的な経過等も踏まえて、被差別部落に関しては明示してほしいという要望はさせていただきました。

弁護士会の意見だけでそういうふうになったとは思っていませんけれども、一応そういった観点で、若干概念の整理上は重複があるだろうけれども、あえてそういう形で、門地と書いても正直若い人は全然何のことか分からないと思いますし、社会的身分も分からないかなと。やはり被差別部落の問題に関しては現在も深刻なものがあるわけで、それを明示していただきたいということをお願いしてこのようにしていただきました。そう私は理解しております。

何かございますか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

若干今の補足ですが、こちらも先ほどの資料の2-1の8ページから9ページにかけて解説を加えております。今の会長、菅沼委員の御指摘も踏まえて、このところをどうやってより県民の皆様に分かりやすく伝えていくか考えさせていただきたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見、ないしは御質問、この侵害行為禁止のたたき台についてございますか。

和田委員、何かございますか。

(和田委員)

いいです。

(一由会長)

大丈夫ですか。

伊藤委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

少し気になっていることだけお伝えします。障がいの「がい」を平仮名を使っていて、ここはいろいろ御意見が分かれて出るところですが、私の友人の障がい児の子どもさんを持ったママはあえて漢字を使います。それはなぜかという、と、「害」が子どもさん自身の問題ではなくて、社会の中に「害」があるから、それを改善していきたい、そこを認め合って合理的配慮がなされるような社会にしていきたいという思いで、あえて「害」と漢字を使うと言っていました。

この辺、最終的にどんな表記にするか、漢字一つのことですが、とても大事なところだと思うので検討が必要かと思います。

(一由会長)

県のほかの条例などでは、「がい」はどう表記されていますか。もし今お分かりでしたら。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

正確なことが言えなくて恐縮ですが、県は平仮名を使うのが一般的かと思っていますが、今、御指摘をいただきましたので、その点も踏まえてどういった表記が適切か、健康福祉部などとも相談しながら考えたいと思います

(一由会長)

統一性の問題もあるかと思うので、またそういったところも含めて御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。列举されているものがこれでは足りないのではないかとか、先ほど私が言ったような問題意識で明確に列举したほうがいいのではないかとか、あるいは逆にこれは必要ないのではないかとか、そういう御意見があったら、高島委員、何かござい

ますか。

(高島委員)

今の人権侵害の関係ですか。

(一由会長)

資料の2-1の7ページのところがどうかという論点です。

(高島委員)

こちらの点については、おおむねよろしいかと思いますが、全体を通してというのは後で発言する場はありますか。

(一由会長)

あります。ではそちらでということによろしいですか。

(高島委員)

はい。

(一由会長)

ほかにこの(7)の人権侵害行為の禁止等というところについていかがでしょうか。

犛山委員、先ほど菅沼委員からも出ましたが、カスタマーハラスメントとか、そういったお客さんが企業や店舗に対して過剰で不当な要求をしたり、その辺はこれで対処可能な面もあるかと思いますが、そういった観点で何か御意見はございますか。

(犛山委員)

実は、大方いいなと思ってずっと何回も読み返していますが、一般的な皆さんが読むと分かりづらいというか、丸の二つ目のところの「優越的な関係を背景として」と、これは裏側の8ページに説明で「各種ハラスメント」と書いてありますが、説明を読まないと分からないかもしれません。「他人に対して優越的な関係を背景として不当な要求をする」というのが、私の場合はこの裏側に書いてあるハラスメントとはすぐイメージが浮かばないので、でも今、ハラスメントという言葉もいろいろなハラスメントがあって、一般的に普段の生活でもカスハラも含めて非常に多いので、例えば「何人も他人に対して各種のハラスメントなど優越的な関係を背景として……」と、何かもう少し一般県民の方が読んで分かりやすいほうがいいのではないかと。説明を読まないと分からないというのはどうかなと思いました。その点だけです。

(一由会長)

ほかに御意見はいかがでしょうか。

閻委員、今、この7ページのたたき台の(7)人権侵害行為への禁止等について御意見ありますか。

(閻委員)

大丈夫です。

(一由会長)

分かりました。そうしますと、おおむねこの点については大きな御意見の相違はないかと私のほうで理解しました。先ほどアウティングのところについて、最初に宮井委員から御指摘があった定義がこれでいいのかといったことについては、当事者の意見を聞くことも含めて要検討であるというような整理になるかと思います。ありがとうございました。

予定の時間を過ぎておりますので進めますが、条例の全体像、今議論した以外のところで規定すべき内容とか、その他全体を通してということで、先ほど高島委員が意見があるとおっしゃったのでお願いできればと思いますが、全体的なことです。

(高島委員)

すみません、私が説明を聞き損ねたのか分かりませんが、2か所に出てくる言葉で、「本県のレガシー」と出てきて、これは括弧がしてあるので表記の仕方はいろいろ考えていらっしゃるんだと思いますが、例えばどういうふうにこれを記述するのでしょうか。

先ほど一由会長からのお話で、これまでの経験、満蒙開拓の経験とかそういうことも盛り込んだりするかということですか。

(一由会長)

現時点で答えが可能であればお願いします。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

「レガシー」という言葉が適切だったかどうかというのがありますが、これまでの長野県の取組、そういったものを入れたいと思っていまして、まだ前文についてはお示ししていないんですが、資料2-2の1ページに前文として、ボリューム等はまた考えなければいけないんですけども、こういった内容を入れてはどうかということを書いています。

「本県のレガシー」というと、これまでの人権尊重の取組、長野県としてやってきた教育や、条例も幾つかつくってきておりますので、そうしたある意味歴史的な背景を踏まえて、あと本県の特徴ですとか、そういったことも含めて長野県らしさ、これまでの先人の皆様の取組、そういったものにも触れてはどうかと。抽象的な言葉で、具体的にこの項目だと言

えなくて申し訳ないんですけども、そんなようなことを考えております。

(一由会長)

お願いします。

(高島委員)

では、今後県として揉んでいくという理解でいいと思うんですけども、要望ですが、やはり先ほど来出ているように、地域性、長野県といっても広くて、例えば東信のほうではすごく課題があるわけですね。そういった地域の持っているいろいろな課題に対しても、長い歴史の中でいろいろな取組をしてこられた団体とか、個人的にも動いてこられたとか、そういうことも踏まえて、あるいは長野県の中でより注目する点が明確になるようなところに配慮していただきたいと。また出てきたものを見させていただいて、いろいろと意見を言いたいと思っております。

(一由会長)

では、今の点を踏まえて、また御検討をよろしくお願いします。今のところは、場所という前文に係ってくる話かと思えますけれども、私も前回平和についての意見を申し上げましたけれども、そういったことについてでも結構です。前文にこういう理念というか、大きな視点を盛り込んでほしいとか。

宮井委員、お願いします。

(宮井委員)

意見ですけども、前文について、この2-2の1ページの整理そのものには全く異存はないんですが、実際の文章にさせていただくときに気をつけていただきたいことがあります。

なぜ人権を尊重するのかというと、人は生まれながらにして人権を持っているからだという、2番目に書いてある「人権の普遍性」ということが一番大きな理由だと思います。

なぜそのことを言うかということ、やはり今、日本国憲法は国民の皆さんや政治家の方にも必ずしも正しくその意味が理解されているとは言えない中で、心配し過ぎかもしれないけれども、今の憲法の形をめぐっては、いろいろな可能性が出てくると思います。

一言で言えば、憲法がなくても、人間には人権があるわけです。憲法は念のために人間には人権がありますということを確認しているわけです。だから憲法がなくなってもこの条例は生きていくという論理関係にあるので、そのことを県民の皆さんに誤解を与えないような文章にさせていただきたい。もちろん日本国憲法のことに触れたり、世界人権宣言に触れることは必須かと思いますが、この論理関係として、そのようになる文章をぜひつくっていただければ、素案としてそのようにしていただければというお願いです。

(一由会長)

ありがとうございました。今、宮井委員から御意見がありましたが、赤川専門委員、前文、ないしはその他の点でも結構ですが、どういったことを書くべきかということについて少し御意見をいただければと思います。

(赤川専門委員)

今、宮井委員がおっしゃったことは本当にそのとおりだと思っていて、論理関係として、人権の普遍性ということの重要性を盛り込んでいただくということもあります。それから、資料2-2の前文のところの丸が五つ並んでいるところはよく整理されていると思いますが、前回会長からも御意見があった平和という言葉を盛り込むことも考えていいと思いますし、普遍性と同時に、歴史的に先人が努力してきたということを示す意味でも、日本国憲法、その他世界人権宣言等にうたわれている人権尊重の理念の確認ということも、また必要ではないかと思っております。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。前文のところに言及していただきましたが、それ以外でももちろん結構です。御意見いかがでしょうか。あと5分ぐらいしか時間がないんですけども、小山委員、何かございますか。特にないですか。

伊藤委員、いかがですか。特にないですか。

和田委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

閻委員、全体的なことについて、先ほど多様な文化の尊重ということで御意見をいただきましたけれども、ほかに全体的なことを通して外国人の関係等で、あるいはそれ以外でも結構ですが、何かございますか。

(閻委員)

大丈夫です。

(一由会長)

では、おおむね中身について議論していただきたいと思ったところは以上ですけれども、最後に全体を通して、既存の論点でも結構ですけれどもございますか。

そうすると、今日の議論を整理したいと思います。

まず、人権侵害行為等への具体的な対応、あっせん等の措置を具体的に規定するかということについては、まだ御意見がいろいろあって、前提となる判断材料がもう少し欲しいという御意見もあったので、次回の10月の審議会でもた議論をさせていただきたいと思っております。

それから、インターネット上での誹謗中傷への対応につきましては、特段規定ぶりも含め

て大きな異論は見られないということで、大体意見の一致が見られたと理解しています。

それから人権侵害行為の禁止規定、具体的な規定ぶりとか言葉については意見が今日出ていますので、その点を踏まえて、おおむね大きな相違はないと理解していますが、細かいところについて、社会的身分と被差別部落の問題とか、そういったことについて整理が必要かどうかも含めて御検討いただいて、10月にまた確認したいと思います。

あと条例の全体像については、前文等を中心に御意見が出ています。前文は今5項目を列挙していただけていますが、今回は前文を具体的な言葉で、先ほど宮井委員がおっしゃったようなことも含めて提示していただけたらいいですか。こういう言葉でという文章のような形で。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

どこまで前文として出せるかは内部で検討いたしまして、また御提示したいと思います。一回考えさせてください。

(一由会長)

お願いいたします。条例にどういう言葉で書くかという問題とその次のレベル、例えば解説などはまた検討していただくということでしたが、条例の具体的な言葉の意味とか、そこに含まれている内実、こういうことを県は想定しているということのレベル、レイヤーの問題を分けて、比較的今日そういう議論になったと思いますし、その辺についても若干問題意識を持った意見があったように思いますので、その整理も含めて、だからこういう問題は条例に書けると。通常は、下の具体的なところはこういうレベルで、解説とか、あるいは具体的な方針とか、県の具体的な政策から予算措置といったレイヤー分けというのか、そういうイメージが皆さんに共有されていたほうが建設的な議論になると思いますので、その辺を意識して御説明していただければと思います。

あと、アウトティングについては当事者から意見を聞いたほうがいいという御意見も結構強くあったのですが、その辺は現時点でお考えはありますか。あるいは市町村の回答が少ないので回答を促すとか。

(佐々木人権・男女共同参画課長)

前回意見を聞くときには、最初にお示したように、非常に大まかな意見の聞き方でしたので、今回この骨子素案（たたき台）まで示していますので、こういったことを示して意見をもらうですとか、あとアウトティングについても当事者の意見をお聞きするとか、その辺工夫を考えたいと思います。

(一由会長)

よろしく願いいたします。

それでは、今の整理を踏まえて次回ということとさせていただきたいと思います。いろいろな御意見をいただきありがとうございました。

続きまして、（３）検討のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

（佐々木人権・男女共同参画課長）

それでは、最後資料５を御覧いただきたいと思います。

本日は９月９日で、人権政策審議会第２回を開催させていただきまして、様々な御意見を賜りました。こちらをもう一回整理をいたしまして、１０月２０日に、既に委員の皆様には御案内していると思いますが、そちらでもう一回御審議をお願いできればと思います。そこで審議がまとまりましたらパブリックコメントを行いまして、１２月の答申を目指してまいりたいと、あくまで現時点の予定ということで、当面は１０月２０日、またぜひ御審議を賜れればと思います。よろしくお願いします。

（一由会長）

今の検討スケジュールの点について、若干既に御意見が出ているところもありますが、事務局の説明を踏まえて御発言がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。特段御意見がないようですので、また事務局のほうで、今日出た御意見を踏まえて御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、意見交換をこの辺で終わりにしたいと思います。

最後に（４）のその他ですが、事務局から何かございましたら説明をお願いします。

（佐々木人権・男女共同参画課長）

特にございません。ありがとうございます。

（一由会長）

ほかに委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

では、特に御発言がないようですので、以上で議事を終了いたします。円滑な議事の進行への御協力に感謝申し上げます。

それでは、事務局にお返しいたします。

4 閉 会

(直江県民文化部長)

長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。本日は、条例の骨子の素案というものを示して議論を深めていただきましたけれども、特に条例の骨子素案の中でも核となる部分、この条例の特徴なり、本来の持つべき意味の部分、非常に深く御議論いただいて、皆さんの御理解も深まったかと思ひますし、私どもも論点の整理がかなり深まったかと思ひております。また、いろいろな御意見を頂戴しております。これを踏まえまして、次回の審議会ですらに条例が良いものになっていくように、議論をお願いしたいと思ひております。

今日も御意見が出ていましたけれども、これが県民の皆様に内容が伝わって皆さんの暮らしにこの条例が生きていくんだと、そういった視点を私どもも伝える努力をしなければいけないと思ひております。先ほど解説にありましたが、条文に書けるものとそうじゃないもの、多分分けて考えなければいけない部分はありますけれども、やはりそういったものを伝える努力は怠ってはいけないと考えておりますので、そういったものを踏まえて、次回お示しできる範囲で、私どもこういう形で条例というものをしっかり皆さんに伝えていくんだということもお示しした上で、さらに議論を深めていただければと思ひております。

本日は、本当に長時間にわたりまして御議論ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

(羽賀企画幹兼課長補佐)

では、以上をもちまして、「令和7年度第2回長野人権政策審議会」を閉じさせていただきます。本日は、大変お疲れさまでした。

(了)